

令和五年三月十日提出
質問第一九号

いわゆる「残骨灰」に関する質問主意書

提出者 大西 健介

いわゆる「残骨灰」に関する質問主意書

火葬後に出る「残骨灰」には、金歯、人工関節、ペースメーカーに使われている金やプラチナなどの貴金属が含まれており、これを売却している自治体もあれば、「死者に対して不遜である」との市民からの反対の声を受けて売却をやめた自治体があるなど、自治体によってその取扱いが異なっており、この点、平成三十年二月八日の予算委員会において、墓地埋葬法を所管する厚生労働省が中心となって統一的な基準を設けるべきとの質問が行われた。「幾つかの自治体からは、実態がどうなっているかということは聞いてみたいとは思いますが」との答弁があったが、これについて政府は

- 一 自治体における「残骨灰」の処理に関する実態把握を行ったのか。
- 二 あらためて、全ての自治体について、「残骨灰」の処理の実態を把握するための調査を行うべきではないか。
- 三 その上で、調査の結果を踏まえて、国において一定の基準を示すべきではないか。

右質問する。